

# 改めて憲法を考えよう!

## 陸・海・空・港湾労組20団体学習会

十二月六日(月)十八時 学び現在の状況への理解を十分より、東京都御茶ノ水の全労連会館二回「ホール」に於いて、陸・海・空・港湾労組20団体主催の「改めて憲法を考えよう」の学習会がオンライン形式で四十名の参加者で開催された。全国港湾からは、単組・東京港湾を中心に十六名が参加した。

衆院選を受けた第二〇六特別国会が十一月十日召集され、岸田文雄首相(自民党総裁)が第一〇一代首相に指名された。皇居での首相就任式と閣僚認証式を経て、第二次岸田内閣が発足。十月の第一次内閣スタートから約一ヶ月しかたつておらず、今後本格的に政権が開始する。そこで、岸田内閣は何を考えているの? 自民党が進める改憲の内容を



現在の憲法の原則には、①国民主権の基本的人権の尊重②平和主義が掲げられ、国民の人権を守ることが柱にあり、自民党の憲法改正草案では、国家を守るために人権を制限するものに摺り替わっている。特に、自民党草案では、今の法律の特措法があるのにもかかわらず、現在の憲法にはない緊急事態条項を第九章に設け、内閣が法律と同じ効力のある、国会が開会中であっても可能な政令を制定できる。となっており、これは「三権分立立法・行政・司法」の関係が崩し、行政(内閣)に過度な権力集中と人権制約が可能となり、対象の制限がない全ての人の人権が制限でき、報道の制限、インターネットなども制限される可能性もあり極めて危険で、まさに有事の際には交通運輸労働者が真っ先に駆り出されることとなり、関係が深いものとなっている。など述べられ、参加者からの質疑では「現在の憲法は、良くできている奇麗である。これを上回るのは難しい。憲法を守る必要と守らせる義務がある」などの意見交換を行った。

改めて憲法を考え、自民党の憲法改正草案の中身と今後の改憲への動向を注視するなど、現状の理解を深められた学習会となった。

# リレー随筆

「ニャン・ニャン・ニャン」

みなさんこんにちは、教宣委員の藤本です。またリレー随筆の順番が来てしまいました。

「トラ、トラ、トラや!」(真珠湾攻撃時の攻撃台図) 「トラだ、トラになるのだよ!」(もう知らない人が多いかも?) ということで来年の干支の虎つながりて何か書こうと思つたら、野毛山公園の動物園を思い出しました。野毛山公園は、横浜のJR桜木町から歩いて二〇分ぐらいのところにあります。自分は、野毛の飲み屋かウインス(馬券売り場)ぐらいしか知りませんでした。行ってみると、横濱周辺は小高い丘が多いのですが、野毛山公園も丘の頂上でのいい運動になりました。

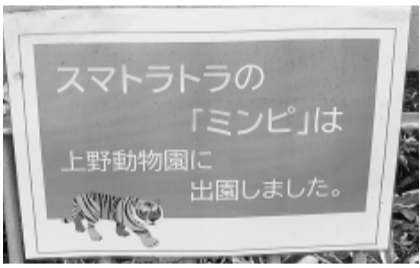
余談ですが、動物園に入ると前にある石碑が目についたので見てみると「佐久間象山」を称える記念碑でした。佐久間象山は幕末にいち早く開国を唱えた人で先見の明があった人ですが、攘夷論者の人の手によって亡くなりました。この碑を建てたときには横浜港が一望できたのではと思わせる場所です。

さて、動物園に入るとなんと入場料は無料!でも大きな口を開けているライオンくんの人形へ寄付を入れました。

そして、いろいろな動物を見ながら虎を探しているとライオンと虎の檻が近づいてきた瞬間、「ガアオー!ガアオー!」とライオンの唸り声が聞こえてきました。そのときの檻が、いよいよ虎で、で、「えっ!」という声がかき立てられていました。虎は上野動物園に出張(出園)中とのことでガックリとして園内を歩いているとガチョウカアヒルの檻にならや動物を発見!しました。よく見ると虎ではなくお猫様でした。こ、これは来年の何かの予兆か?



みなさん、来年もよろしくお祈りします。



## HPリニューアル

二〇一四年から運用されて来ましたが、全国港湾のホームページは、毎年リニューアルを繰り返して、掲載内容を充実をはかってきました。

今回のリニューアルでは、例年通り掲載写真と掲載文書の変更・追加を行いました。

これからも組合員へ、速やかな情報伝達や教育活動の一環になるようホームページの充実をはかって参りたいと思っております。スマホでも閲覧できますので、一度クリックをお願い致します。

たすけあいの輪をむすぶ  
**こくみん共済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会

## 港湾産別協定(28)

### ～休日・休暇や作業体制について～

前回は、労働時間規制の意義や労働時間について考えました。今回は、その労働時間に関する産別協定の規程を労働時間と密接に関係する「休日・休暇」や「作業体制」についての第六章「第七章の規定を補足的にも触れて考えていくことにします。」

労働時間は、港湾産別協定の第五章で次のように規定しています。

第二十四条 所定内労働時間 港湾労働者の一日の所定内労働時間は、八時間拘束(休憩一時間以上)、実働七時間とする。

第二十五条 労働日 週における労働日は、月曜から金曜までとする。

第二十六条 時間外労働 時間外労働は月間四十五時間以内とする。

第二十七条 深夜労働は、拘束八時間、実働七時間、時間外労働四十五時間以内で行うことができる。

第二十八条 深夜労働は、一人月間三回を限度とする。

第二十九条 深夜労働は、一人月間三回を限度とする。

第三十条 深夜労働は、一人月間三回を限度とする。

第三十一条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十二条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十三条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十四条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十五条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十六条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十七条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十八条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第三十九条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十一条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十二条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十三条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十四条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十五条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十六条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十七条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十八条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第四十九条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十一条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十二条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十三条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十四条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十五条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十六条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十七条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十八条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第五十九条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十一条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十二条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十三条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十四条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十五条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十六条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十七条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十八条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第六十九条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十一条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十二条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十三条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十四条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十五条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十六条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十七条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十八条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第七十九条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十一条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十二条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十三条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十四条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十五条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十六条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十七条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十八条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第八十九条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十一条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十二条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十三条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十四条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十五条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十六条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十七条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十八条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第九十九条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。

第一百条 労働時間 労働時間は、月間四十五時間以内とする。